

名取市工事成績調書作成要領

(目的)

第1 この要領は、名取市工事検査規程(平成20年名取市訓令第4号。以下「規程」という。)第13条第5項及び名取市請負工事監督規程(平成20年名取市訓令第6号)第23条第1項の規定に基づき、工事成績調書の作成に関し必要な事項を定め、工事成績の考査(以下「考査」という。)を厳正かつ的確に実施し、もって請負者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

(考査の対象)

第2 考査は、規程第6条に規定する起工額300万円以上の工事及び修繕(以下「工事等」という。)について行うものとする。

2 前項の工事等について、検査の結果、名取市工事検査執行要領第2第3項に定める手直し(以下「手直し」という。)の必要があった場合は、当該手直し以前の状態について考査するものとする。

(考査者)

第3 考査を行う者(以下「考査者」という。)は、当該工事等の監督員、主任監督員、総括監督員及び工事検査監とする。

(考査の方法)

第4 考査は、工事成績評定における考査項目に基づき公正に行い、その結果を考査者ごとにそれぞれ工事成績調書の該当欄に記載するものとする。

2 前項の場合において監督員及び主任監督員は、合議により考査するものとする。

(工事成績調書の提出)

第5 工事成績調書は、完成検査の依頼時に、工事検査監に提出するものとする。

(工事担当課長等への送付)

第6 工事成績調書の原本は、工事検査監において保管し、その写しを規程第13条第1項第1号に規定する完成検査復命書に添付し、速

やかに当該工事等を担当する課等の長（以下「工事担当課長等」という。）及び財政課長に送付するものとする。

（請負者への通知）

第7 工事担当課長等は、第6の規定に基づき工事成績調書の写しの送付を受けたときは、考査の結果について、請負者に対し、速やかに工事成績考査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（説明の請求及び回答等）

第8 請負者は、第7の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に考査の結果に対する説明申立書（様式第3号）により、第7の通知を行った工事担当課長等に対し、考査の内容について説明を求めることができる。

2 工事担当課長等は、前項により説明を求められたときは、その申立書を受理した日から30日以内に、申立てを行った者に対し、文書により回答するものとする。

3 工事担当課長等は、前項の回答をする場合は、あらかじめ工事検査監と協議しなければならない。

（委任）

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。（名取市工事成績調書作成試行実施要領の廃止）

2 名取市工事成績調書作成試行実施要領（平成10年名取市告示第58号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月31日告示第54号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第48号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第2の規定は、平成27年6月1日以降に工事起工（予算執行）伺の起案をした工事から適用し、平成27年5月31日まで工事起工（予算執行）伺の起案をした工事については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日告示第49号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の様式第1号（ア）、様式第1号（イ）、様式第2号及び様式第3号の規定は、平成31年4月1日以降に完成した工事に係る検査から適用し、同日前までに完成した工事に係る検査については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月10日告示第2号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、令和5年4月1日以降に完成した工事に係る検査から適用する。